

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	奄美市 地方税法における個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、地方税法における個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税法における個人住民税関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知 ⑤減免に関する事務 ⑥コンビニ交付に関する事務
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、申告受付システム、データ連携システム、イメージ検索システム、国税連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表 24項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ②番号法第19条第9号、第11号 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	柴 一夫	田中 義一郎	事後	人事異動
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
平成28年7月31日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59, 61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27項	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,42,48,54,57,63,64,65,66,67,70,74,80,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月6日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,42,48,54,57,,63,64,65,66,67,70,74,80,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,10,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,42,48,54,57,,63,64,65,66,67,70,74,80,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	
平成29年6月8日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,10,11,16,18,26,27,28,31,34,35,37,42,48,54,57,,63,64,65,66,67,70,74,80,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,116,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第9条第1項 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年12月15日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7 0,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6 条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第 13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22 条、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28 条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55 条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7 0,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6 条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、 第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第 22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条 の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、 第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33 条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38 条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43 条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、 第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、 第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、 第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	
平成30年5月31日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 田中 義一郎	税務課長 藤原 俊輔	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月15日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 藤原 俊輔	税務課長	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	
令和1年11月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知 ⑤コンビニ交付に関する事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム		
令和1年11月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号、第10号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号、第10号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項(情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号、第10号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ⑥番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,7,10) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知 ⑤コンビニ交付に関する事務	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知 ⑤減免に関する事務	事後	
令和3年2月4日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、申告受付システム、データ連携システム、イメージ検索システム、国税連携システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号、第10号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ⑥番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,7,10) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 27項	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号、第11号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ⑥番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,7,10) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務)	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和6年12月2日	I -3法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 16項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条	①番号法第9条第1項 別表 24項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第16条	事後	番号法の一部改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号、第11号 ②(別表第二) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ⑥番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,7,10) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1) (情報照会事務)	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ②番号法第19条第9号、第11号 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	I-5-①部署	市民部税務課	市民環境部税務課	事後	体制変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	基準日の変更
令和6年12月2日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-8 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-11判断の根拠	-	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの